

令和元年度第 1 回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

会次第

◇ 日時 令和元年 12 月 20 日（金）14 時開催

◇ 場所 本館 3 階総務課第一会議室

会次第

1. 小委員長の挨拶
2. 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題について
3. 電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング
4. 今後の予定について

令和元年度第1回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

配付資料

ページ

(資料1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員・専門委員名簿 -----	1
(資料2) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題について -----	2-5
(資料3) 電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング -----	6
(参考資料) オンライン資料収集に係る法規対照表 -----	7

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会
所属委員・専門委員名簿

小委員長	福井 健策	弁護士
委員	植村 八潮	専修大学文学部教授
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員長
	根本 彰	慶應義塾大学文学部教授
専門委員	佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

有償等オンライン資料制度収集に向けた 課題について

1

1. これまでの検討経緯

① 納本制度審議会による先行答申

- 答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（平成16年12月9日）において、ネットワーク系電子出版物の収集には、有体物を対象とする既存の納本制度とは別の制度が必要とされた。
- 答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22年6月7日）において、民間発行の電子書籍・電子雑誌等を、個別の契約によらずに収集する制度が必要とされた。あわせて、制度的収集を行うに当たっての補償に関する課題が示された。

2

2

1. これまでの検討経緯

② 継続審議中の事項

- 国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月20日）を受け、納本制度審議会での審議が続いている。
- 中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成24年3月6日）において、無償かつDRMなしのオンライン資料については、記録媒体に格納して郵送する場合の媒体費用と郵送料を補償するのが妥当とされた。また、有償またはDRMありのオンライン資料については、さらに審議を行う必要があるとされた。

1. これまでの検討経緯

③ 現状

- 国立国会図書館法の一部改正（平成24年法律第32号、平成25年7月1日施行）により、私人が出版（公開）するオンライン資料を国立国会図書館が収集し、保存することが可能となった。ただし、有償またはDRMありのオンライン資料については、当分の間、当館への提供を免除するものとされている。
- オンライン資料収集制度（eデポ）を開始（平成25年7月1日～）、無償かつDRMなしのオンライン資料を収集している。なお、有償またはDRMありのオンライン資料については、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を行い収集制度の在り方を検討する一方、発行者からの任意提供に基づく収集を行っている。

2. 課題

① 中間答申の概要と残課題

中間答申では、以下のとおり、資料の類型ごとに整理された。

➤ A群（無償・DRMなし）

- 館へ提供するためのデータ複製費用は軽微であり、利用による経済的損失も発生しない（そもそも無償のものである）ため、出版物本体に対する補償は不要。
- 提供に係る手続費用のうち、必要最小限の項目に限ったメタデータの付与や館への送信作業に要する費用は軽微であるため無償とし、館が指定する記録媒体（DVD等）に格納し郵送する場合は、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当。

⇒オンライン資料収集制度（eデポ）により収集を行っている。

5

2. 課題

➤ B群（有償・DRMなし）

C群（有償・DRMあり）

D群（無償・DRMあり）

- A群同様に複製費用は軽微であり、無償のD群に限らず有償のB・C群についても館内閲覧とプリントアウトの提供という利用形態であれば利用による経済的損失は軽微であるため、出版物本体に対する補償は不要。ただし、B・C群について政策的補償やその他のインセンティブの付与を行う余地がある。
- 提供に係る手続費用について、B群はA群と同様だが、C群は大量提供に伴う作業負荷、C・D群はDRM解除に伴う作業負荷についても検討を要する。

⇒電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業を行い、引き続き検討中。

6

4

2. 課題

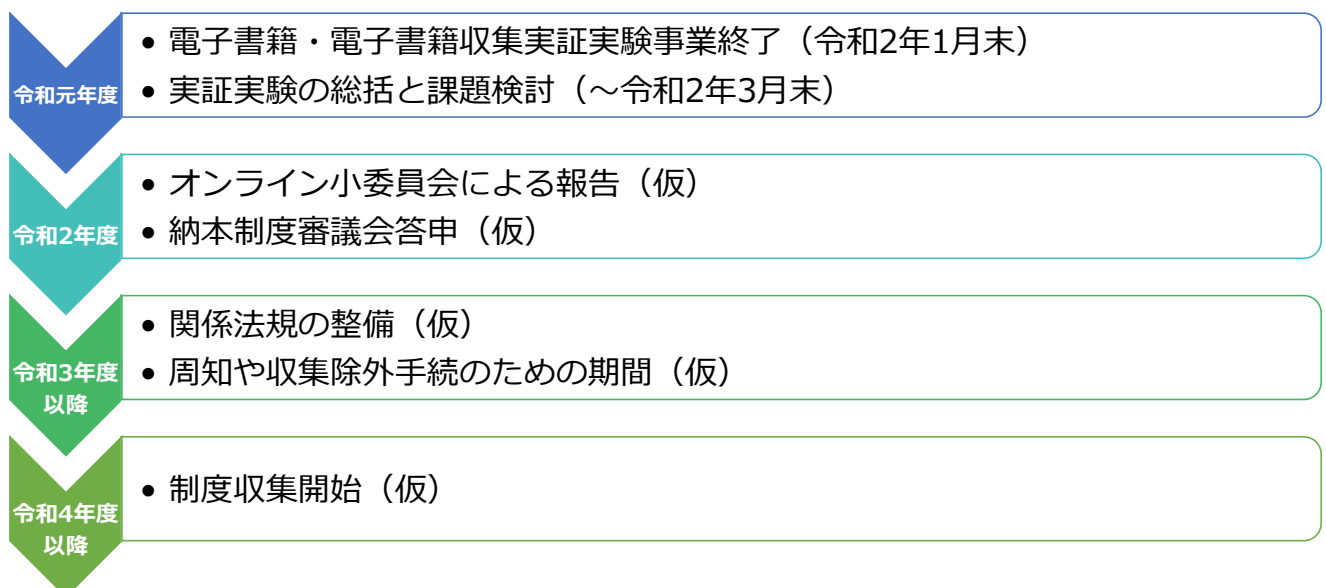
② その他の課題

- 現行制度上、収集対象から除外される場合に該当する条件の明確化
⇒リポジトリ（長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし、特段の事情なく消去されないと認められる場合）等
- 収集方法や長期保存に関する技術的な問題
- ビジネスを阻害しない利用の在り方

7

3. 想定スケジュール（仮）

※最速の場合を想定したスケジュール



8

5

電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング

1. 目的

有償等オンライン資料の制度収集の在り方を検討するに当たっては、電子書籍の制作・流通と長期保存に関する情報収集を行う必要がある。

電子取次事業者は、各版元から様々な電子書籍ファイルを受け取り、適宜のフォーマットに整えたうえで、各電子書店に配信する役割を担っている。また、各版元から受け取った電子書籍ファイルを、改訂や再版等に備えて、相当期間に渡り保管している。電子書籍の制作・流通の状況に精通し、長期保存に関する知見を有する電子取次事業者からヒアリングを行い、今後の検討に資することとする。

2. ヒアリング項目

(1) 電子書籍の一般的な制作・流通フロー

- 版元、電子取次、電子書店の各者が、制作・流通過程で、それぞれどのような作業を行い、どのように連携しているか。

(2) 電子取次の機能

- 版元から電子取次へ、どのような状態のファイルが送付されるか。(フォーマット、メタデータ等)
- 電子取次から電子書店へ、どのような状態のファイルが配信されるか。(フォーマット、DRM の状況、期限付き等の特殊な閲覧制御の状況、メタデータ等)
- 電子書籍の流通総量と電子取次の取扱量 (割合)

(3) 電子書籍データの保管状況

- 版元、電子取次、電子書店の手元には、どのようなファイルが保管されるか。(フォーマット、DRM の状況、メタデータ等)
- 版元からの修正や絶版の依頼に、どのように対応しているか。(頻度、フロー、版管理等)
- 電子取次における長期的な保存のための取組み。

(4) 電子書籍の特殊な制作・流通フロー

- セルフパブリッシングの状況と今後の展望
- その他、電子取次が扱わない電子書籍の状況

3. 報告者

- 溝口 敦 株式会社メディアドゥホールディングス執行役員
- 野村虎之進 株式会社モバイルブック・ジェーピー顧問

<p>国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）</p> <p>第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）</p> <p>（オンライン資料）</p> <p>第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものと並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。）とする。</p> <p>一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード（特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）又は当該コードに類するものであつて館長が定めるものが付与されているもの</p> <p>二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として、館長が定めるものにより記録されているもの（目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。）</p>	<p>国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）</p>
<p>② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合</p> <p>二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合</p> <p>三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合</p>	<p>（提供の方法）</p> <p>第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法</p>	<p>4 （規程第二条第一号の情報）</p> <p>規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 題名</p> <p>二 作成者</p> <p>三 出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。）</p> <p>四 出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。）</p> <p>五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報</p> <p>六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報</p> <p>七 オンライン資料がハイパーテキストトランススファアプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ</p>
<p>③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ。</p> <p>④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（収集目的の達成に支障がない場合）</p> <p>第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合</p> <p>二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合</p> <p>三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合</p>	<p>3 （規程第一条第二号の記録方式）</p> <p>規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。</p> <p>一 PDF方式</p> <p>二 EPUB方式</p> <p>三 DAISY方式</p>
<p>四 その他館長が特別の事由があると認めた場合</p>	<p>（法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続）</p> <p>第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。</p>	<p>2 （規程第一条第一号のコード）</p> <p>規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。</p> <p>一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇三〇五で定める国際標準図書番号</p> <p>二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号</p> <p>三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー</p>
<p>附則（平成二十四年法律第三十二号）抄</p> <p>（提供の免除）</p> <p>第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ。</p>	<p>（提供の免除）</p> <p>第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免する。</p>	<p>6 （規程第二条第二号の記録方式）</p> <p>規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。</p>
<p>① 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ。</p>	<p>（提供の免除）</p> <p>第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。</p>	<p>5 （規程第二条第二号の記録媒体）</p> <p>規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。</p>